

ノアサポートセンターお役立ち情報 <Vol.1>



今回のお役立ち情報は・・・

難病(公費 54)や小児慢性(公費 52)の保険登録に関してご案内させていただきます。

※2022 年 10 月改定対応版です。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。(画面イメージはバージョンにより異なる場合があります。)

ノアメディカルシステム株式会社の製品をご利用のお客様に情報を提供しています。弊社以外のユーザー様のご使用や患者様への配布は固くお断りさせていただきます。

難病・小児慢性の保険登録方法

1. 受給者証

処方せん受付時、患者様がお持ちの受給者証にて「適用区分」および「自己負担上限額」をご確認ください。

図1 受給者証サンプル

別冊様式第2号(表面)

特定医療費(指定難病)受給者証			
公費負担者番号			
特定医療費受給者番号			
フリガナ	性別	生年月日	
氏名	男・女	年 月 日	
フリガナ			
住所			
保護者(※1)			
被保険者証の 記号及び番号(※2)	適用区分		
病名			
フリガナ	病名		
氏名			
住所			
指定医療機関名	所在地		
病院・診療所	所在地		
薬局	所在地		
訪問看護事業者名	所在地		
自己負担上限額	月額	円	階層区分
人工呼吸器等装置	該当・非該当	高額かつ長期	該当・非該当
経皮高経路当	該当・非該当		
受診者と同一世帯内にいる 指定難病又は小児慢性特定疾病の 医療費助成の対象患者			
有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
上記のとおり認定する。 年 月 日 ○○○○都道府県知事 印			

適用区分

自己負担上限額 月額 円

ワンポイント
『適用区分』は『所得区分』と記載されている場合もあります。
また、『階層区分』の確認は不要です。

2. 保険登録

患者登録の保険登録に下記の登録を行います。

図2 保険登録 例)前期高齢者、適用区分「Ⅲ」、上限額5,000円の場合

負担番号	受給番号	公費コメント	区分	上限	金額	集計回数	患者	公費	保険		
公費①	54XXXXXX	XXXXXX	上限額	3	1	5,000	0	0	20	0	80
公費②							0	0	0	0	0
公費③							0	0	0	0	0
公費④							0	0	0	0	0
高齢負担	2:2割	自己負担限度適用区分	4:一般(Ⅲ)								
特記事項	29:区工	:	:	公費特定病院							
				負担率設定	0:通常						

項目名	入力内容
公費負担者番号	公費負担者番号を入力してください。
公費受給者番号	公費受給者番号を入力してください。
上限額	区分欄にカーソルを合わせると、画面左下のガイダンスに上限額の一覧が表示されます。 受給者証に記載されている金額の番号を入力してください。 0:生活保護 1:1000円 2:2500円 3:5000円 4:10000円 5:20000円 6:30000円 ※上限額が0円の場合は「生活保護」を選択してください。 ※上限額の高さに一致する区分がない場合は「3.こんな時は？」をご参照ください。
自己負担限度適用区分	図3を参考に、受給者証に記載されている「適用区分」に該当する番号を入力してください。
特記事項	図3を参考に、受給者証に記載されている「適用区分」に該当する番号を入力してください。 自己負担限度適用区分および特記事項は、 セットで登録が必要 です。

※その他の項目は通常通りにご登録ください。

※V7をご使用のお客様は、項目の位置が異なりますが入力内容は同じです。

図3 自己負担限度適用区分、および特記事項一覧

■ 70歳未満の患者様の場合

受給者証 適用区分	保険登録	
	自己負担限度適用区分	特記事項
ア	1:ア(上位A)	26:区ア
イ	2:イ(上位B)	27:区イ
ウ	3:ウ(一般A)	28:区ウ
エ	4:エ(一般B)	29:区エ
オ	5:オ(低所)	30:区オ
空欄	登録不要	登録不要

ワンポイント

70歳未満の患者様で受給者証の適用区分が空欄の場合、自己負担限度適用区分および特記事項の登録は不要です。レセプトデータ作成時のレセプトエラーリストに『レセプトエラー:特記事項が未登録です。(特疾・難病/「26:区ア」「27:区イ」「28:区ウ」「29:区エ」「30:区オ」』が上がりますが、エラーは無視してください。

■ 前期高齢者の患者様の場合

高齢負担	受給者証 適用区分	保険登録	
		自己負担限度適用区分	特記事項
3割	VI	1:現役(VI)	26:区ア
	V	2:現役II(V)	27:区イ
	IV	3:現役I(IV)	28:区ウ
	空欄	1:現役(VI)	26:区ア
2割	III	4:一般(III)	29:区エ
	II	5:低所II(II)	30:区オ
	I	6:低所I(I)	
	空欄	4:一般(III)	29:区エ

■ 後期高齢者の患者様の場合(2022年10月1日以降)

高齢負担	受給者証 適用区分	保険登録	
		自己負担限度適用区分	特記事項
3割	VI	1:現役(VI)	26:区ア
	V	2:現役II(V)	27:区イ
	IV	3:現役I(IV)	28:区ウ
	空欄	1:現役(VI)	26:区ア
2割	III	4:一般(III)	41:区カ
	空欄	4:一般(III)	
1割	III	4:一般(III)	42:区キ
	II	5:低所II(II)	30:区オ
	I	6:低所I(I)	
	空欄	4:一般(III)	42:区キ

※2022年9月末まで後期1割で自己負担限度適用区分「4:一般(III)」の特記事項は「29:区エ」。

注意事項



- 2022年10月より後期高齢者(※)で一定の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
(※)後期高齢者は「39」から始まる保険番号をお持ちの75歳以上、または65歳~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方となります。
- 2022年10月以降、後期高齢者の自己負担限度適用区分「4:一般(III)」の特記事項が「41:区カ」、「42:区キ」に変更になりました。
- 後期高齢者で2割または1割の自己負担限度適用区分「4:一般(III)」の保険を登録する際は、保険の有効開始日が「令和4年10月1日」以降でご登録ください。

3. こんな時は？

- 公費受給者証の他に「限度額適用認定証」をお持ちの場合は、**限度額適用認定証の適用区分が優先**となります。
- 主保険無しのお客様（例：主保険「99」+公費①「54」+公費②「12」で登録）は自己負担限度適用区分および特記事項の登録は不要です。70歳未満の受給者証が空欄の時と同様にレセプトエラーリストに上がりますが、無視してください。
- 上限額の金額が選択肢の一覧にない場合は、下記手順にて登録をお願いします。
 - ① 上限額以外は通常通りに入力してください。
 - ② 負担率設定を「1:任意」へ変更し、上限額の**区分欄に生活保護以外の区分**のいずれか(1~6)の数値を入力してください。
 - ③ 上限額の**金額欄**に、受給者証に記載されている自己負担上限額の金額を入力して、保険登録を更新してください。

図4 上限額の登録 例)3,300円の場合

	区分	上限	金額	集計回数
上限額	3	1	3,300	0 0

本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為為規則の解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールが存在」等により内容の正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。予めご了承のほどお願いいたします。



■ 本件についてのお問合せ先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL:092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。（カスタマーサイトのホームページ下部よりダウンロードいただけます）